気象業務法施行規則の一部を改正する省令

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「及び令第五条」を「、令第五条及び令第六条」に改め、同項の表府県予報区の項中「及び洪水警報」を「、洪水警報、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報」に改め、同表津波予報区の項中「津波警報」の下に「、津波特別警報」を加える。

第十条第二項中「及び火山現象」を「、火山現象及び津波」に改める。

第十条の二に次の一号を加える。

三　津波の予想の方法に係る基準

イ　気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置、地震の規模及び津波の観測の成果に関する予報資料その他の予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における津波の到達時刻、高さその他の津波の状況を予想するものであること。

ロ　イの予想は、津波に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法により行うものであること。

第十一条の二第一項中「又は火山現象」を「、火山現象又は津波」に改める。

第十二条の二第二号中「及び火山現象」を「、火山現象及び津波」に改める。

第十三条第一項中「法第二十四条第一項」を「法第二十四条」に、「ごとに」を「について」に改め、同項の表を次のように改める。

津波注意報	鐘音又はサイレン音による。
津波警報	
津波特別警報	

附　則

この省令は、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年八月三十日）から施行する。